

5月23日（火）参・法務委  
東徹 議員（維新）

対法務当局（民事局）

10問 1人しか応募がないものばかりになる理由について、法務当局の見解を問う。

（答）

（先ほど申し上げたとおり、）平成28年度の公証人の公募に対する応募については、公募数112件のうち、応募者がなかったものが54件、応募者が1人であったものが51件であったほか、応募者が2人以上であったものが7件であった。

このように公募に対する応募が少ない理由としては、公証人には職務専念義務（兼業禁止義務）が課せられるため、弁護士など、既に職を持っている者が応募することが実際上困難である等の事情に由来するものと考えられるが、幅広い人材が得られるよう引き続き公募制度の周知に努めてまいりたい。

更問1 法曹有資格者や法務局出身者間で公募が競合していないのは、実際上、当局が応募させる場所を指定・斡旋しているからではないのか、と問われた場合

（答）

- 1 公募は、市区町村単位（注）で指定されるところ、どこに応募するかは、応募者の選択に委ねられている。
- 2 このため、一般論としていえば、居住地と役場の距離や規模等を考慮して、応募先を選択しているものと推測されるところ

である。

3 なお、実際、同一の採用予定地の公募に対して複数の応募がある一方で、応募がない場所もあるというのが現状である。

(注) 明治42.7.21民刑623民刑局長回答

「指定地ノ意義ニ関スル件」

(要旨) 役場について「法務大臣ノ指定シタル地」とは市区町村をいう。

(照会) 第十八条ニ於テ「司法大臣ノ指定シタル地」トアルハ行政上ノ一区域即チ某市若クハ某町村ノ義ナルヤ又ハ役場ヲ設置スヘキ地番若クハ番戸ヲ指シタルモノニ候哉

(回答) 前段貴見ノ通」

### 【参照条文】

○公証人法（明治41年4月14日法律第53号）

第十条 公証人ハ法務局又ハ地方法務局ノ所属トス

② 各法務局又ハ地方法務局ニ所属スル公証人ノ員数ハ法務局若ハ

地方法務局又ハ其ノ支局ノ管轄区域毎ニ法務大臣之ヲ定ム

第十八条 公証人ハ法務大臣ノ指定シタル地ニ其ノ役場ヲ設クヘシ

○公証人法施行規則（昭和24年6月1日法務府令第9号）

第一条 公証人は、法務大臣の指定した地にその役場を設けようとするときは、その位置、建物の構造及び周囲の状況を記載した書面を添附して、その所属する法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

2 公証人は、役場を設けたときは、遅滞なくその旨を法務大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、役場を移転する場合に準用する。

更問2 法務省から提供された資料によれば、元検事及び元判事については、過去5年に公証人に応募した者のほぼ全員が採用されているのに対し、民間の司法書士等については、過去5年に1名が採用されただけである。このことからすれば

，元検事及び元判事については，応募すれば必ず公証人にならせることとして実質的な「天下り」をさせていることが明らかではないか，と問われた場合

(答)

[公証人の任命資格及び任用方法]

1 公証人法は，公証人の任命資格として，

- ① 法曹有資格者（同法第13条）
- ② 多年法務に携わり，法曹有資格に準ずる学識経験を有する者（同法第13条の2）

を規定するところ，①の法曹有資格者が，基本的に公証人に要求される法的能力を有しているものと考えられるのに対し，②の法曹有資格に準ずる者は，法的能力が必ずしも担保されていないため，検察官・公証人特別任用等審査会による選考を経て，公証人に任命することができるとされている。

[結論]

1 元検事及び元判事については，基本的に公証人に要求される法的能力を有する法曹有資格者として，公募及び採用を行っているところであり，それ故，法曹有資格に準ずる公証人の場合と対比すると，応募者を採用する確率が高くなっているが，平成28年度に元検事の応募者を採用しなかった例があるなど，応募者全員を採用しているものではなく，法務当局が公証人への応募を指定・斡旋しているものでもない。

2 また，その他の法務省・裁判所職員については，民間の司法書士等の応募者と同様，検察官・公証人特別任用等審査会の選

考を経た者を採用しているところであるが、実際に、応募したものの中の採用されなかつた者も相当数いる。

3 したがつて、御指摘は当たらない。

更問3 実際に、法曹有資格に準ずる公証人に任命された法務局出身者は、法務局・地方法務局の局長又は部長以上の者に限られているのではないか。それは、実際に、当局が公募に応募させる者を指定・斡旋しているからではないか、と問われた場合

(答)

[被選考資格]

法曹有資格に準ずる公証人は、公証人法上、多年法務に携わり、法曹に準ずる学識経験を有する者で検察官・公証人特別任用等審査会の選考を経た者から任命することとされている。

その具体的な被選考資格については、検察官・公証人特別任用等審査会議決（平成14年7月29日付け）により、「裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官又は検察事務官については、その職務に従事した期間が通算して15年以上の者であつて、いわゆる行一（行政職俸給表（一））の職務の級が7級以上の職にあつたもの」などとされている。

これは、公証人が、公証事務についての十分な法律知識と実務能力を有し、かつ、一方当事者の利益に偏ることのない公正中立な立場を守ることができる者でなければならぬことか

ら、公務員として対外的に責任の重い地位に就いた者（注）であることが必要であると判断されたことによるものと理解している。

### 〔結論〕

このように、厳格な被選考資格が定められ、十分な法律知識や実務能力等が求められていることから、法務局出身者である法務事務官で公募に応じるのは、法務局・地方法務局の局長又は部長であることが多く、結果として、法務局長や部長であった者が公証人に任命されているものであり、当局が、公募に応募する者を指定・斡旋している事実はない。

（注）公務員として対外的に責任の重い地位に就いた者とは、本省の室長、管区機関の特に困難な業務を所掌する課長、府県単位機関の長（行一・7級）、高等検察庁の特に困難な業務を所掌する課長、地方検察庁事務局長、地方検察庁の困難な業務を処理する首席検査官（公二・7級）以上の職にあった者

### 【参照条文】

○公証人法（明治41年4月14日法律第53号）

第十一條 公証人ハ法務大臣之ヲ任シ及其ノ属スヘキ法務局又ハ地方法務局ヲ指定ス

第十二条 左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

一 日本国民ニシテ成年者タルコト

二 一定ノ試験ニ合格シタル後六月以上公証人見習トシテ実地修習ヲ為シタルコト

② 試験及実地修習ニ關スル規程ハ法務大臣之ヲ定ム

第十三条 裁判官（簡易裁判所判事ヲ除ク）、検察官（副検事ヲ除ク）又ハ弁護士タルノ資格ヲ有スル者ハ試験及実地修習ヲ経スシテ公証人ニ

任セラルルコトヲ得

第十三条ノ二 法務大臣ハ当分ノ間多年法務ニ携ハリ前条ノ者ニ準スル  
学識経験ヲ有スル者ニシテ政令ヲ以テ定ムル審議会等（国家行政組織  
法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条ニ定ムル機関ヲ謂フ）ノ  
選考ヲ経タル者ヲ試験及実地修習ヲ経スシテ公証人ニ任スルコトヲ得  
但シ第八条ニ規定スル場合ニ限ル

第十四条 左ニ掲クル者ハ公証人ニ任セラルルコトヲ得ス

- 一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者但シ二年以下ノ禁錮ニ処セラレタ  
ル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタ  
ルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 二 破産手続開始ノ決定ヲ受ケ復権セサル者
- 三 罷免ノ裁判ヲ受ケタル者，懲戒ノ処分ニ因リ免官若ハ免職セラレ  
タル者又ハ弁護士法ニ依リ除名セラレタル者ニシテ罷免，免官，免職  
又ハ除名後二年ヲ経過セサル